

平成25年4月8日

京都市長 門川 大作 様

京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会

委員長 新川 達郎



答 申 書

平成25年4月5日付け文地第7号をもって京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙の法人については、「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例第3条第1項」に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である。

別紙

申出のあった日	特定非営利活動法人の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
平成 2 5 年 1 月 2 4 日	特定非営利活動法人 ノンラベル	田井 美幸	京都市南区久世川原町 1 1 5 番地
平成 2 5 年 3 月 4 日	特定非営利活動法人 古材文化の会	永井 規男	京都市東山区本町十七丁目 3 5 4 番地